

二 船舶の登記（船舶の信託の登記を含む。）

(一) 所有権の保存の登記	船舶の価額	千分の四
(二) 所有権の移転の登記		
イ 相続又は法人の合併による移転の登記	船舶の価額	千分の四
ロ 遺贈、贈与その他無償名義による移転の登記	船舶の価額	千分の二十
ハ その他の原因による移転の登記	船舶の価額	千分の二十八
(三) 委付の登記	船舶の価額	千分の四
(四) 賃借権の設定、転貸又は移転の登記	船舶の価額	千分の一・五
(五) 抵当権の設定、強制競売若しくは競売に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登記	債権金額又は極度金額	千分の四
(六) 抵当権の移転の登記		
イ 相続又は法人の合併による移転の登記	債権金額又は	千分の一

ロ その他の原因による移転の登記	極度金額	千分の二
債権金額又は極度金額		
(七) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登記	一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額	千分の二
(八) 抵当権の順位の変更の登記	抵当権の件数	一件につき千円
(九) 賃借権の先順位抵当権に優先する同意の登記	賃借権及び抵当権の件数	一件につき千円
(十) 信託の登記		
イ 所有権の信託の登記	船舶の価額	千分の四

三 航空機の登録	ロ 所有権以外の権利の信託の登記	船舶の価額	千分の一・五
	(土) 仮登記		
	イ 所有権の移転の仮登記又は所有権の移転請求権の保全のための仮登記	船舶の価額	千分の四
	ロ その他の仮登記	船舶の隻数	一隻につき二千円
	(三) 付記登記、抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうち(一)から(土)までに掲げるものを除く。）	船舶の隻数	一隻につき千円
三 航空機の登録	(三) 登記の抹消	船舶の隻数	一隻につき千円
	(一) 新規登録又は移転登録	航空機の重量	一トンにつき三万円
	(二) 抵当権の設定の登録	債権金額又は 極度金額	千分の三

(三) 抵当権の移転の登録	債権金額又は 千分の一・五
(四) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録	極度金額 一部譲渡又は 千分の一・五
(五) 抵当権の順位の変更の登録	分割後の共有 者の数で極度 金額を除いて 計算した金額 一件につき千円
(六) 仮登録	抵当権の件数 一件につき千円
イ 所有権の移転の仮登録又は所有権の移転請求権の保 全のための仮登録	航空機の重量 一トンにつき一万五 千円
ロ その他の仮登録	航空機の機数 一機につき二千円
(七) 登録事項の変更の登録	航空機の機数 一機につき六千円

(八) 付記登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正の登録（これらの登録のうち(一)から(七)までに掲げるものを除く。） (九) 登録の抹消	航空機の機数 一機につき千円
四 ダム使用権の登録（ダム使用権の信託の登録を含む。）	
(一) 設定の登録	ダム使用権の価額 千分の一
(二) 移転の登録	ダム使用権の価額 千分の一
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	ダム使用権の価額 千分の五
ロ その他の原因による移転の登録	ダム使用権の価額 千分の五
(三) 抵当権の設定、強制競売、競売、強制管理若しくは担	債権金額又は 千分の四

保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は
 抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登録

(四) 抵当権の移転の登録

イ 相続又は法人の合併による移転の登録

ロ その他の原因による移転の登録

(五) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録

(六) 抵当権の順位の変更の登録

極度金額	
債権金額又は 極度金額	千分の一
債権金額又は 極度金額	千分の二
一部譲渡又は 分割後の共有 者の数で極度 金額を除して 計算した金額	千分の二
抵当権の件数	一件につき千円

(七) 信託の登録	ダム使用権の 千分の一
(八) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（一）から（七）までに掲げるものを除く。）	価額 ダム使用権の 一件につき千円 件数
(九) 登録の抹消	ダム使用権の 一件につき千円 件数
五 工場財団、鉱業財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団、自動車交通事業財団 又は観光施設財団の登記（これらの財団の信託の登記を含む。）	
(一) 所有権の保存の登記	財団の数 一個につき三万円
(二) 抵当権の設定、強制競売、競売、強制管理若しくは担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登記	債権金額又は 千分の二・五 極度金額

(三) 抵当権の移転の登記	債権金額又は 千分の一・五
極度金額	
(四) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登記	一部譲渡又は 千分の一・五
分割後の共有	
者の数で極度	
金額を除して	
計算した金額	
(五) 抵当権の順位の変更の登記	抵当権の件数 一件につき六千円
(六) 信託の登記	債権金額又は 千分の一・五
極度金額	
(七) 付記登記、仮登記、抹消された登記の回復の登記又は 登記事項の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうち (一)から(六)までに掲げるものを除く。）	財団の数 一個につき六千円

(八) 登記の抹消	財団の数	一個につき六千円
六 企業担保権の登記（企業担保権の信託の登記を含む。）		
(一) 企業担保権の設定の登記	債権金額	千分の二・五
(二) 企業担保権の移転の登記	債権金額	千分の一・五
(三) 企業担保権の順位の変更の登記	企業担保権の 件数	一件につき六千円
(四) 信託の登記	債権金額	千分の一・五
(五) 付記登記、仮登記、抹消された登記の回復の登記又は 登記事項の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうち (一)から(四)までに掲げるものを除く。）	申請件数	一件につき六千円
(六) 登記の抹消	申請件数	一件につき六千円
七 鉄道財団、軌道財団又は運河財団の登録（これらの財団の信託の登録を含む。）		
(一) 抵当権の設定又は強制競売若しくは強制管理の申立て	債権金額又は	千分の二・五

の登録

(二) 抵当権の移転の登録

極度金額

債権金額又は
千分の一・五

極度金額

(三) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録

一部譲渡又は
千分の一・五

分割後の共有

者の数で極度

金額を除して

計算した金額

(四) 抵当権の順位の変更の登録

抵当権の件数
一件につき六千円

(五) 信託の登録

債権金額又は
千分の一・五

極度金額

(六) 付記登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち(一)から(五)までに掲げるものを除く。）

財団の数
一個につき六千円

(七) 登録の抹消	財団の数	一個につき六千円
八 動産の抵当権に関する登記又は登録		
(一) 農業用動産の抵当権に関する登記		
イ 抵当権の設定の登記	債権金額又は 極度金額	千分の三
ロ 抵当権の移転の登記	債権金額又は 極度金額	千分の一・五
ハ 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登記	一部譲渡又は 分割後の共有 者の数で極度 金額を除して 計算した金額	千分の一・五
ニ 抵当権の順位の変更の登記	抵当権の件数	一件につき千円

ホ 付記登記、仮登記、抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうちイからニまでに掲げるものを除く。）

ヘ 登記の抹消

(二) 建設機械の抵当権に関する登記

イ 抵当権の設定の登記

ロ 抵当権の移転の登記

ハ 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登記

申請件数	一件につき千円
申請件数	一件につき千円
債権金額又は 極度金額	千分の三
債権金額又は 極度金額	千分の一・五
一部譲渡又は 分割後の共有 者の数で極度 金額を除して	千分の一・五

二 抵当権の順位の変更の登記	計算した金額	一件につき千円
ホ 付記登記、仮登記、抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうちイからニまでに掲げるものを除く。）	建設機械の数 一個につき千円	
ヘ 登記の抹消	建設機械の数 一個につき千円	
(三) 自動車の抵当権に関する登録		
イ 抵当権の設定の登録	債権金額又は 千分の三	
ロ 抵当権の移転の登録	債権金額又は 千分の一・五	
ハ 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録	一部譲渡又は 千分の一・五	
録	分割後の共有	

二 抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録 ホ 登録の抹消	者の数で極度 金額を除いて 計算した金額 自動車の数 一両につき千円
九 動産の譲渡又は債権の譲渡若しくは質権の設定の登記 (一) 動産の譲渡の登記 (二) 債権の譲渡又は質権の設定の登記 (三) (一)又は(二)に掲げる登記の存続期間を延長する登記	申請件数 一件につき一万五千円 申請件数 一件につき一万五千円 申請件数 一件につき七千五百円

(四) 登記の抹消	申請件数
十 著作権の登録（著作権の信託の登録を含む。）	
(一) 著作権の移転の登録	著作権の件数 一件につき一万八千円
(二) 著作権を目的とする質権の設定又は著作権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額 千分の四
(三) 著作権を目的とする質権の移転の登録	著作権の件数 一件につき三千円
(四) 無名著作物又は変名著作物の著作者の実名登録	著作物の数 一個につき九千円
(五) 信託の登録	著作権の件数 一件につき三千円
(六) 第一発行年月日若しくは第一公表年月日又は創作年月日の登録	著作権の件数 又は著作物の数 一件又は一個につき三千円
(七) 抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更	著作権の件数 一件又は一個につき

更の登録		又は著作物の 千円	
(八) 登録の抹消		数	
		著作権の件数	一件又は一個につき
		又は著作物の 数	千円
十一 出版権の登録（出版権の信託の登録を含む。）			
(一) 出版権の設定の登録	出版権の件数	一件につき三万円	
(二) 出版権の移転の登録	出版権の件数	一件につき一万八千 円	
(三) 出版権を目的とする質権の設定又は出版権若しくは当 該質権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四	
(四) 出版権を目的とする質権の移転の登録	出版権の件数	一件につき三千元	
(五) 信託の登録	出版権の件数	一件につき三千元	

(六) 抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録	出版権の件数 一件につき千円
(七) 登録の抹消	出版権の件数 一件につき千円
十二 著作隣接権の登録（著作隣接権の信託の登録を含む。）	
(一) 著作隣接権の移転の登録	著作隣接権の件数 一件につき九千円
(二) 著作隣接権を目的とする質権の設定又は著作隣接権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額 千分の四
(三) 著作隣接権を目的とする質権の移転の登録	著作隣接権の件数 一件につき三千円
(四) 信託の登録	著作隣接権の件数 一件につき三千円
(五) 抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録	著作隣接権の件数 一件につき千円

更の登録			
(六) 登録の抹消		件数	
		著作隣接権の 件数	一件につき千円
十三 特許権の登録（特許権の信託の登録を含む。）			
(一) 特許権の移転の登録		特許権の件数	一件につき三千円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録		特許権の件数	一件につき一万五千円
ロ その他の原因による移転の登録		専用実施権又は通常実施権の 設定又は保存の登録	一件につき一万五千円
(二) 専用実施権又は通常実施権の設定又は保存の登録		は通常実施権 の件数	円
(三) 特許権、専用実施権若しくは通常実施権を目的とする 質権の設定又は特許権、専用実施権、通常実施権若しく		債権金額	千分の四

は当該質権の処分の制限の登録

(四) 専用実施権若しくは通常実施権の移転又はこれらの権

利若しくは特許権を目的とする質権の移転の登録

イ 相続又は法人の合併による移転の登録

ロ その他の原因による移転の登録

(五) 信託の登録

特許権、専用 実施権又は通 常実施権（以 下この号にお いて「特許 権等」とい う。）の件数	一件につき千五百円
特許権等の件 数	一件につき三千円
特許権等の件 数	一件につき三千円

(六) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち(一)から(五)までに掲げるものを除く。） (七) 登録の抹消	数 特許権等の件 一件につき千円
十四 実用新案権の登録（実用新案権の信託の登録を含む。） (一) 実用新案権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録	数 特許権等の件 一件につき千円
(二) 専用実施権又は通常実施権の設定又は保存の登録	専用実施権又 一件につき九千円